

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

危険! インターネットの「もうかる話」

簡単に高額収入を得られる「もうかる話」には、お金もうけのノウハウと称してインターネットなどで取り引きされる情報商材や、登録後に高額なお金を請求する利益誘引型のサイトなどがあるため、注意が必要です。

【注意点】

- ▼「誰でも必ずもうかる」という表示には注意が必要です。簡単に稼げるうまい話はありません。相手の言葉をうのみにせず、冷静に判断しましょう
- ▼サイトへの登録時は無料であっても、登録後に手続き費用として高額な料金を請求されることもあります。クレジットカードでの高額決済や借金などで契約しないようにしましょう
- ▼広告や説明と異なり、もうからない、サポートや返金保証がないなどの場合がほとんどです。話が違ふと思ったらきっぱりと契約を断りましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき＝9月7日⑩13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝同センター（☎28-9110）
※9月6日⑩15:30までに予約してください